

現状と課題について

- 平成26年1月に障害者権利条約が批准され、また平成28年4月に障害者差別解消法が本格施行されることに伴い、障がい者に対する差別解消を進めるために、県民への普及啓発を強力に進める必要がある。
- 障害者差別解消法において、職員が適切に対応するための要領の作成や紛争解決・相談体制の整備、障害者差別解消地域協議会の設置等を進める必要がある。

障がい者団体からの主な意見

- 障害者権利条約や差別解消法について、障がい福祉関係者だけが盛り上がっている感じで、一般的には知られていない。普及啓発を進めるべき。
- 差別解消に関する問題は、個々の障がい区分の問題ではなく、障がい者すべての問題だと思う。障がいの種別によって障壁は異なるが、その解消は共通事項であり大切なこと。

新 障がい者差別解消普及事業

○ 県民への普及啓発活動

障害者差別解消法の周知をはじめ、障がいのある人もない人も共に暮らせる岐阜県づくりに向けたパンフレットの作成や圏域毎の出前講座、街頭啓発活動等を行い、県民への普及啓発を行う。

○ 岐阜県差別解消体制整備検討会議（仮称）の設置

障がい者団体や有識者等から成る検討会議を設置し、県における差別解消に関する現状と課題の整理や障害者差別解消法に基づく職員対応要領等の作成について検討する。

<メンバー（案）>

- ・ 岐阜県障害者施策推進協議会メンバーを中心に、障がい者団体、学識経験者、その他関係団体等から構成

<28年4月の障害者差別解消法施行に向けて検討すべき事項>

- ・ 職員対応要領の作成
- ・ 紛争解決・相談体制の整備
- ・ 障害者差別解消地域協議会の設置